

## 第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」中間見直しについて

### 1. 計画の中間見直しの趣旨

市では、「すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか」をめざし、「豊中市子ども健やか育み条例」第15条に基づく第2期「子育て・子育て支援行動計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このたび第2期計画の中間年にあたり、本計画「第6章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」について、国の指針に基づき見直しにかかる検討を行いますとともに、本計画の重点施策に位置付ける内容の追記を行うものです。

#### 【第2期計画の中間見直し内容】

	見直しの項目	第2期計画の 該当箇所	ページ番号
①	「子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」の見直しにかかる検討	第6章	2
②	「迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援を行うための体制強化」に関する追記	第5章 重点施策2	3
③	「ヤングケアラーへの支援」に関する追記	第5章 重点施策3	4

## 2. 見直しの内容について

### ①「第6章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」の見直しにかかる検討

(計画書 150 ページ～176 ページ) (参考資料 1・2 参照)

#### 1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直しについて

##### (1) 見直しの要否に係る国の指針

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に見直しの要否の基準を規定。

当該基準においては、提供区域及び教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における「実績値」と「量の見込み」(必要利用定員総数)とを比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。(110%  $\geq$  R3.4.1 実績値/量の見込み  $\geq$  90% の範囲を超える乖離)

また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績(今後の利用ニーズを含む)の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要に応じて見直しを実施する。

##### (2) 本市の方針(案)

すべての提供区域(1号については市全域)において、令和3年4月1日時点における教育・保育給付認定区分ごとの子どもの「実績値」と「量の見込み」に10%以上の乖離はなく(参考資料2参照)、また、その他見直しを行うべき事由がないため、教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等に係る中間見直しは行わないこととする。

#### 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直しについて

##### (1) 見直しの要否に係る国の指針

上記1の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

また、上記1と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行う。

##### (2) 本市の方針(案)

上記1に係る中間見直しを実施しないこと、その他見直しを行うべき事由がないため、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等に係る中間見直しは行わないこととする。

②「第5章 重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」の見直しについて(計画書 121 ページ～123 ページ)(参考資料 1・3 参照)

(3) 迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援を行うための体制強化

本市における児童虐待相談件数が全国と同様に増加しているなか、子どもの最善の利益を第一に、子育てに関する問題や不安を抱える家庭に迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援が行えるよう、(1) 及び (2) の取組みに加えて、相談支援体制を一層強化するため、豊中市児童相談所設置基本計画に基づき、令和7年度(2025年度)の児童相談所の開設をめざします。

児童相談所の設置により、子ども家庭センターと市が各々に役割を担っていた児童虐待等の予防、支援、防止、介入、家族再統合支援までを市が一貫して、切れめなく行うことが可能となり、子どもや家庭の支援体制の強化につながります。

さらに、国においては、令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」を公布し、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしていることから、これに対応し、子どもと家庭へ包括的に支援を行うための体制をより一層強化するとともに、支援の充実を図ります。

児童相談所の開設にあたっては、改正児童福祉法に対応した施設運営等を見据えることとあわせて、「豊中市児童相談所設置基本計画」において掲げるめざすべき姿の実現に向けた3つの基本方針に則り、職員の確保・人材育成や施設整備など、開設に必要な取組みを着実に推進します。

(豊中市児童相談所設置基本計画より抜粋)

めざすべき姿

「すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか」

① 子どもの人権を尊重した取り組みを進めます～子どもの主体性の尊重～

- ・子ども本人があらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。
- ・家族再統合に向けた支援の充実を図るとともに、家庭復帰や施設入所、里親、養子縁組など様々な資源を活用し、子どもの安心と安全を確保します。

② 妊娠期から切れめない子どもと家庭の支援を進めます～予防・防止施策の充実～

- ・家庭総合支援拠点を中心に切れめない支援を進め、子どもと家庭が抱える課題の早期発見と解決、児童虐待の再発防止に向けた支援の充実を図ります。
- ・子育て・子育て相談等についての窓口の一元化を推進します。

③ 子どもと家庭を地域全体で支えます～子どもの権利・「みんなで子育て」の発信拠点～

- ・保護者が安心して子育てできるよう、子どもにとって最も良いことは何かを皆で考え、地域社会全体で子どもと家庭を支えます。

③「第5章 重点施策3 だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～」の見直しについて(計画書 125 ページ～126 ページ) (参考資料 1・4 参照)

(5) ヤングケアラーへの支援

●ヤングケアラーの認知度向上に取り組みます。

○ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題で表面化しにくい構造にあることや社会的認知度の低さから、子ども自身や周囲の大人が気づくことが難しい実情があることから、子どもや家庭に接する機会のある多分野の関係機関等を対象とした啓発を進め、気づきの感度を高めヤングケアラーの早期発見から相談・支援につなげるよう進めます。あわせて当事者である子どもへの啓発により子ども自身が気づき SOS を出せるよう取り組むとともに、広く市民に対してもヤングケアラーの理解促進と早期発見に向けた啓発を進めます。

●多分野による連携支援体制を構築します。

○ヤングケアラー家庭は複合的な課題を抱える場合が多く、多分野が連携して子どもの負担を軽減する観点から家庭を包括的に支援していくことが求められます。豊中市子ども健やか育み条例のもと 18 歳未満の子どもを対象に子どもの権利を守る観点から、令和 4 年 4 月にヤングケアラー専用相談窓口を開設しました。窓口と多分野の関係機関が必要な家庭の情報や課題を共有し連携して支援できる体制づくりに取り組みます。

●子どもの負担軽減とサポートを充実します。

○多様な相談・支援事例を蓄積し課題を把握するなかで、家事支援やピアサポートなど必要な新たなサービスの創設に向けて取り組みます。